きのこ原木生産支援説明会[令和 7 年 5 月 26､27､29 日]

県内のしいたけ生産者向け原木生産の支援（補助事業）について

岐阜県　林政部　県産材流通課　（資源活用係）

1．背景　－ きのこ生産の現状 と 広葉樹資源活用状況 －

- 岐阜県の林業産出額（令和5年 88 億円）のうち、きのこ類を含める特用林産物の生産額は 27.6 億円と約3割を占めており、山間地域の貴重な収入源です（図1）。
- 栽培きのこのうち、原木しいたけの栽培にはコナラ等の広葉樹を使用していますが、東日本大震災による原発事故の影響により、しいたけ原木の産地福島県からの供給が不可能な状態となり、全国的な原木不足となりました。原木しいたけ生産者も、県内産の良質な原木を必要数確保することが難しい状況が続いています。
- 一方、県内の民有林面積の約4割を広葉樹林が占めていますが（図2、図3-1･2）、燃料革命など人々の生活様式の変化から利用する機会が減っています。また、県内の素材生産者が伐採する木材のほとんどは針葉樹です。

図 1 県内特用林産物産出額の林業産出額に占める割合

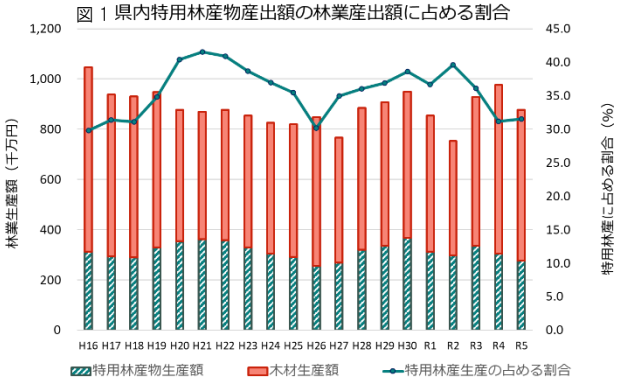

出典：農林水産省「林業産出額」

・林業算出額の約３割を推移（27.6億円）
・きのこ類は特用林産物算出額の96%を占める

図2　民有林樹種別面積（岐阜県）

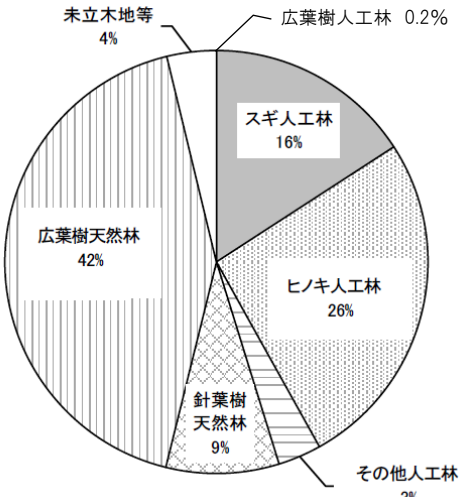

令和5年度版　岐阜県森林･林業統計書

図 3-1　各森林計画区（流域）の資源構成（民有林）

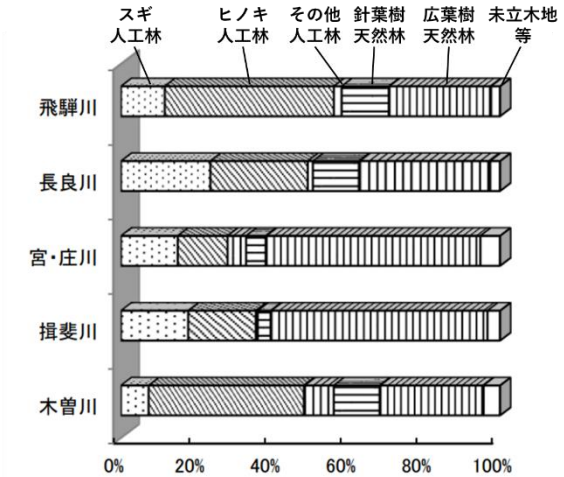

令和元年度版　岐阜県森林･林業統計書

図 3-2
岐阜県の森林計画区

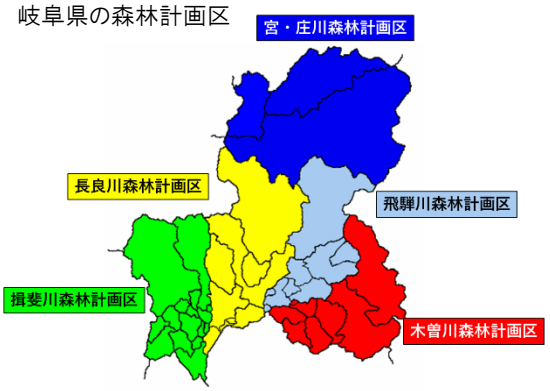

- きのこ原木の生産は、針葉樹材生産に比べて生産工程が複雑なことが多いことから、素材生産者の新たな参入は少ない状況です。また、きのこ原木伐採技術者の高齢化や減少は、全国的に懸念されています。
- 原木しいたけ栽培では、植菌した原木の適切な管理という生産者の技術に加え、良質な原木（適期伐採・適寸等）の使用が、美味しいしいたけを生産するうえで重要です。
  現在、県内の原木しいたけ生産者は良質な原木を必要量確保するため、県外産原木も取り入れています。

県は、山側（広葉樹活用）と川下（きのこ生産者）の問題解決に向けて、きのこ生産資材でのサプライチェーンづくり、「しいたけ原木生産による県内の広葉樹資源の活用」、「広葉樹伐採技術者（林業事業体）の定着・増加」、「県産原木を使用した原木しいたけ生産の支援」を図ってまいります。

２．きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）について

（1） 支援する内容

- **県産しいたけ原木の生産にかかる経費の一部を支援します。**
  ※新しい地方経済・生活環境創成交付金（第2世代交付金）〔内閣府〕採択事業

支援内容（メニュー）	補助要件	補助単価と補助率
■ **県産しいたけ原木の生産**（ア）	・県内原木しいたけ生産者と協定の締結（事業実施主体が自ら原木しいたけ生産を行う場合を除く） ・500 本以上のしいたけ原木の生産	・しいたけ原木1本あたり 99.8 円 ・補助率　1/2 以内
■ 上記（ア）の原木を生産するのに必要な**作業道の開設**	・幅員 2.0～2.5m ・1施行地あたり50m 以上 150m 以内	・1mあたり 1,400 円 ・補助率　1/2 以内
■ 上記（ア）の**原木の運搬**	・10km以上100km以内	・しいたけ原木1本あたり 1.914 円・km ・補助率　1/2 以内

（2）要件等の解説

- **事業実施主体：** 林業経営体・森林所有者・原木しいたけ生産者で、しいたけ原木を生産する森林を自ら調達し、伐採・作業道の開設・原木の運搬を行う者。
  - 伐採・作業道開設・運搬作業は、自力・請負を問わない（生産された原木の買取、販売は対象外）。
- **協定：** 県内の原木しいたけ生産者ときのこ原木の安定取引について締結する協定。
  - 原木しいたけ生産者とは、その生計のために原木しいたけを生産し販売する者。
  - 複数と締結する場合は、それぞれと協定を作成すること。
  - 原木しいたけ生産者が組織する団体との締結も可能とし、その場合、納品計画を記した生産者一覧を添付すること。
  - 協定では、基本事項として原木しいたけ生産に必要な規格、生産予定本数等を定める。
  - 取引単価を定める場合、本事業の支援を勘案して単価設定をされること。
  - 納品書等には、協定によることを記載すること。
- **県産しいたけ原木の生産本数：** 500 本以上生産すること。
  - 生産する全てが協定に基づくこと。
  - 複数と協定締結する場合、個別の納品本数に下限はない。

- **事業者の形態ごとの生産方法等：**

	林業経営体	森林所有者	原木しいたけ生産者
森林の所有区分と生産方法	・所有山林で伐採する ・森林所有者から立木買いし伐採する	・所有山林で伐採する	・所有山林で伐採する ・森林所有者から立木買いし伐採する
協定締結	・原木しいたけ生産者と締結	・原木しいたけ生産者と締結	・自身の生産で使用する場合は不要ですが、代わってきのこ生産を証明する書類の提出が必要 ・他の原木しいたけ生産者へ販売する場合、協定締結が必要

（3）事業の流れと留意点

- **計画作成**
  - 本事業の実施を希望する者（「事業実施主体」と言います。）は、「きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）計画書」を作成し、所管する農林事務所林業課へ提出します。
  - 計画書では、「しいたけ原木を伐採する施工地」の概要と位置図、「出荷先の原木しいたけ生産者」の内訳と協定書の写し、「伐採・作業道開設・運搬等の事業量等」を記載・添付します。
  - 事業期間は、2月末までを目途とし、農林事務所林業課と相談のうえ、計画してください（補助事業の円滑な手続きを行うため）。
  - 計画作成にあたり、出荷先を探す必要がある場合、森林文化アカデミー　きのこ振興センター（森林技術開発・支援センター内）で、マッチング支援します（森林技術開発・支援センター　0575-35-2535）。
  - 森林所有者の許可、市町村長への伐採の届出、制限林（保安林・砂防指定地等）での許可申請等、必要な手続きを早期に行ってください（計画の確実性を高めるため、可能な限り計画作成までに完了してください）。
- **計画承認と補助金交付申請手続き**
  - 県は、提出された計画書について審査し、適当と認めた場合は計画承認をします。
  - 計画承認と合わせて、予定補助金額を事業実施主体へ内示します。内示額は、予算の状況等により計画書で算出した補助金額よりも低くなることがあります。
  - 内示された額により、交付申請書を農林事務所へ提出します。
  - 農林事務所長から交付決定を受けた後に、事業着手をしてください。
- **事業実施**
  - 事業着手の考え方は次のとおりです。
    - 自力施工の場合、現場作業の開始を事業着手とする。
    - 委託による場合、発注ないし委託契約の締結を事業着手とする（金額により請書・契約書等異なる）。
  - 事業実績書の添付書類に必要なため、写真を撮影します。
    「伐採・作業道開設・運搬のメニューごと」、「施工地ごと」、「実施前、実施中、実施後」に必要です。
    （作業中の撮影は、安全確保を優先すること。労働安全衛生規則481条による立入禁止の範囲遵守。）
  - 作業道の構造・規格や管理は、「森林管理路緊急整備事業」に準じます。
    （例：距離は水平距離を使用します。管理に使用する測点の間隔は50m以下とします。詳しくは、農林事務所担当へおたずねください。）
  - 開設した作業道を使用する前に、県の現地確認を受けたい場合には、部分完了届による手続きが可能

です（現地確認前に使用してしまうと、測点の復旧が困難なため）。

- 運搬距離は、伐採現地の土場から原木しいたけ生産施設等までの距離とし、オンライン地図等を用いて一般的なルートでの距離を算出します（距離が表示された地図画面を根拠書類として提出すること）。また、伐採場所と納品先及びその本数がわかる納品書を作成してください。
- 事業完了の考え方は次のとおりです。
  - 自力施工の場合、生産した原木が協定に基づき原木しいたけ生産者へ全て納品された日（納品書の日付で確認）。
  - 委託による場合、生産した原木が協定に基づき原木しいたけ生産者へ全て納品された日または委託業務の支払いが完了した日のいずれか遅い日

- **変更手続**
  - 補助対象事業費の 20%を超える増減が生じる場合は、重要変更として変更交付申請手続きが必要です。
  - それ以内の額の変更や計画内容の変更は、軽微な変更の届出が必要です。
  - いずれの場合も、変更が必要になりそうとわかった時点で、速やかに農林事務所へご相談ください。
- **実績報告と県の確認**
  - 事業が完了した日から 20 日以内に、実績報告書を農林事務所へ提出してください。
  - 農林事務所による確認は、根拠書類等の確認が主体となりますが、作業道開設は現地確認も行います。
  - 本事業は、内閣府交付金を活用した間接補助事業となります。会計上の規則により、県から3月31日までに事業実施主体へ支払う必要があります。
  - 事業完了が近づいたら、農林事務所と実績報告書の提出、確認について調整をお願いします。
  - 適正に実施されることが確認された後、農林事務所長は確定額を通知しますので、補助金の交付を請求してください。
- **書類の保存期間**
  - 事業を実施した年度の翌年度以後5年間は、本事業に関連した書類、帳簿等を保管してください。

図4 きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）の実施イメージ

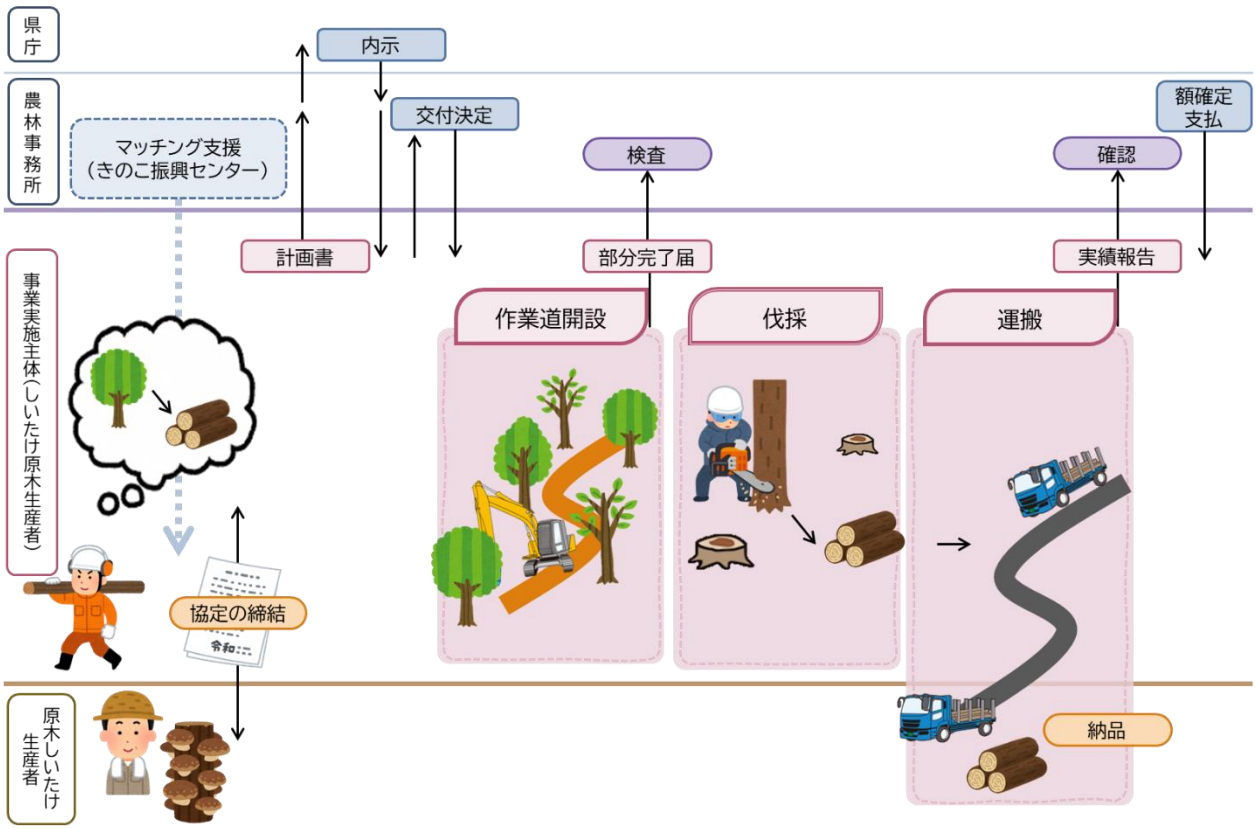

３.広葉樹伐採人材養成研修

広葉樹資源をきのこ原木として活用するため、県内で伐採に取り組む技術者の増加を図るため、令和6年度から広葉樹伐採人材養成研修を開催しています。

☆令和6年度の開催結果

広葉樹の伐採やしいたけ原木用の造材に関する知識や技術についての研修会を2日間開催しました。

参加者：林業事業体の伐採技術者や企画担当者ら10名

講師：（有）green labo　芝山　敬介氏

1日目　令和6年11月28日（木）　9:30～15:00 会場：岐阜県立森林文化アカデミー（美濃市） しいたけプラザーズ（加茂郡川辺町） ● しいたけ原木生産者として、広葉樹の伐採や造材において、気を付けていることなどを座学で説明 ● 実際の原木しいたけ生産施設で、どのように原木が使われるか、求められる原木の規格等について説明
2日目　令和6年11月29日（金）　9:30～12:30 会場：高山市内山林 ● 安全で効率的にしいたけ原木を生産する技術についての演習を実施。参加者も伐倒・造材。

原木しいたけ生産施設の見学

広葉樹伐採の演習

令和7年度も開催を予定しています（下記参照）。

４．令和７年度の事業実施スケジュール

6月2日～18日（予定）	きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）の要望調査
6月下旬	同事業　予定事業実施主体への内報
7月以降	同事業　事業実施主体から農林事務所への計画書の提出 内示～交付申請～交付決定～事業実施へ 〔紅葉の時期から冬期にかけて　しいたけ原木の生産・納品〕
8月	きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）の令和8年度要望調査
9月中旬（予定）	広葉樹伐採人材養成研修の参加者募集
10月下旬～11月上旬	広葉樹伐採人材養成研修開催　（2日程度）
3月末までに	きのこ生産資材調達支援事業（原木生産）の実績報告・農林事務所の確認 農林事務所から事業実施主体へ補助金を交付（入金）